

## 国際取引法学会〈研究報告〉④

# 存続期間が延長された特許権の効力について

(国際知的財産法制部会)

田中康子\*

## I はじめに

特許権の期間は、原則、特許出願から20年である。例外として、医薬品等、安全性の確保等のための政府の法規制に基づく許認可が必要であり、そのデータを得るために実験等に長期間を要する一部の分野では、本来享受できるはずの期間を享受し得なくなる不公平を是正するため、最大5年間の延長が認められる（特許法第67条2項<sup>1)</sup>）。この場合、延長された特許権の効力は元の特許権とは異なる旨特許法第68条の2<sup>2)</sup>において明文の規定がある。

米国、欧州等のいくつかの諸外国においても同様に、医薬品等に関する特許権の存続期間を延長する制度があるが、国ごとにその立法趣旨や制度が異なる。

近年わが国では、存続期間の延長に関して、最判平成23年4月28日（通称：パシーフカプセル事件。以下「パシーフカプセル事件」という）<sup>3)</sup>、これを受けた審査基準の改訂、そして昨年の知財高裁大合議判決である知財高判平成26年5月30日（通称：アバスチン事件。以下「アバスチン事件」という）<sup>4)</sup>と、業界に対して多大なインパクトを与える事件が続いている。特に、アバスチン事件の傍論においてなされた、延長された特許権の効力に関する言及は、特許法第68条の2の解釈に疑問を投げかけ、同事件の最高裁判決を前に業界全体が戦々恐々としている。

本稿では、わが国における特許権の存続期間の延長制度と近年の状況を、米国と欧州におい

て対応する制度と比較し、医薬品産業発展の観点から、存続期間が延長された特許権の効力について検討する。

## II 日本

### 1 特許権の存続期間の延長制度

わが国の特許制度は、発明公開の代償として一定期間その権利の専有を認め、これにより発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

しかし、医薬品等の一部の分野では、安全性の確保等のための政府の法規制に基づく許認可を得るためにデータ収集とその審査に相当の長期間を要するため、その間はたとえ特許権が存続していても権利の専有による利益を享受しえず、その間に相当する分だけいわば特許期間が侵食され、本来享受できるはずの特許期間を享受し得ないという事態が生じていた。

こうした事態を解消するため、特許権の存続期間の延長制度（以下「特許期間延長制度」という）は、昭和62年一部改正において特許法第67条第2項<sup>5)</sup>として制定された<sup>6)</sup>。

### 2 延長期間

医薬品の場合、臨床試験を開始した日又は特許権の設定登録の日のうちのいずれか遅い方の日から、承認が申請者に到達した日、すなわち申請者が現実にこれを了知し又は了知し得べき状態におかれた日の前日までの期間で<sup>7)</sup>、最大5年間である。

\*たなか やすこ、エスキューブ(株)代表取締役、エスキューブ国際特許事務所所長、弁理士

### 3 延長対象特許

一の承認について複数の特許を延長可能であり、同一特許権について、追加承認があれば複数回の延長が可能である。

### 4 延長された特許権の効力

「その延長登録の理由となった第67条第2項の政令で定める処分の対象となった物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあっては、当該用途に使用されるその物）」について及ぶと、特許法第68条の2に規定されており、元の特許権の効力よりも狭い。医薬品の場合には、有効成分及び効能・効果が同一であれば、剤型、用法、用量、製法等が異なる実施の形態にも、延長後の特許権の効力が及ぶこととなる、というのが従来の解釈<sup>8</sup>である。

### 5 パシーフカプセル事件

ところが、パシーフカプセル事件において、先行処分<sup>9</sup>と「有効成分」「効能・効果」を同じくする DDS（ドラッグデリバリーシステム）製剤の薬事処分<sup>10</sup>によっても、特許権の延長登録が可能である場合があることが確認された。すなわち、

「後行医薬品と有効成分並びに効能及び効果を同じくする先行医薬品について先行処分がされていたからといって、先行医薬品が延長登録出願に係る特許権のいずれの請求項に係る特許発明の技術的範囲にも属しない以上、上記延長登録出願に係る特許権のうち後行医薬品がその実施に当たる特許発明はもとより、上記特許権のいずれの請求項に係る特許発明も実施することができたとはいえない」、よって、

「先行医薬品が延長登録出願に係る特許権のいずれの請求項に係る特許発明の技術的範囲にも属しないときは、先行処分がされていることを根拠として、当該特許権の特許発明の実施に後行処分を受けることが必要であったとは認められないということはできない」

として、先行処分と「有効成分」「効能・効果」を同じくするカプセル製剤の薬事処分による特許権の延長登録が認められたとした。

同判決では、「先行医薬品が、延長登録出願に係る特許権のいずれの請求項に係る特許発明の技術的範囲にも属しないときは、先行処分により存続期間が延長され得た場合の特許権の効力の及ぶ範囲（特許法第68条の2）をどのように解するかによって上記結論が左右されるものではない。」と述べたが、延長された特許権の効力については言及しなかった。

### 6 審査基準改訂

そしてこの最高裁判決を受け、平成23年12月28日付けで特許法第67条の3第1項1号<sup>11</sup>に関する審査基準<sup>12</sup>が改訂された。改訂審査基準では、「特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」の考え方において、「特許発明の実施」は、処分の対象となった医薬品の承認書に記載された事項のうち特許発明の発明特定事項に該当するすべての事項（「発明特定事項に該当する事項」）によって特定される医薬品の製造販売等の行為、ととらえるのが適切であるとし、さらにただし書きにおいて、

「ただし、第68条の2は、存続期間が延長された場合の特許権の効力について、『処分の対象となった物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあっては、当該用途に使用されるその物）についての特許発明の実施』以外の行為に特許権の効力が及ばないことを規定しているところ、医薬品の承認及び農薬の登録においては用途に該当す

—もくじ—

- I はじめに
- II 日本
- III 米国
- IV 歐州
- V 日米欧の比較と日本の課題
- VI 存続期間が延長された特許権の効力について
- VII おわりに

る事項が定められていることから、用途を特定する事項を発明特定事項として含まない特許発明の場合には、『特許発明の実施』は、処分の対象となった医薬品の承認書又は農薬の登録票等に記載された事項のうち特許発明の発明特定事項に該当するすべての事項及び用途に該当する事項（『発明特定事項及び用途に該当する事項』）によって特定される医薬品の製造販売等の行為又は農薬の製造・輸入等の行為、ととらえるのが適切である。」としている。

となると、例えば「モルヒネからなる鎮痛剤」という特許権に対して、上記の「発明特定事項及び用途に該当する事項」が、モルヒネ、注射剤、及び鎮痛である場合、これらによって特定される「物」に延長された特許権の効力が及び、有効成分がモルヒネ、剤形がカプセル剤、そして効能・効果が鎮痛である医薬品には効力が及ばないことになる。（この点については、清水尚人<sup>13</sup>が知財管理誌にて詳説しているので参照されたい。）つまり、改訂審査基準は、延長された特許権の効力の解釈が従来とは異なる可能性がありうることを示唆しているともいえる<sup>14</sup>。

## 7 アバスチン事件

さらに、アバスチン事件では、その傍論として、延長された特許権の効力について「医薬品の成分を対象とする特許発明の場合、存続期間が延長された特許権は、『物』に係るものとして、『成分（有効成分に限らない。）』によって特定され、かつ、『用途』に係るものとして、『効能、効果』及び『用法、用量』によって特定された当該特許発明の実施の範囲で、効力が及ぶものと解するのが相当である（もとより、その均等物や実質的に同一と評価される物が含まれることは、延長登録制度の立法趣旨に照らして、当然であるといえる。）」という見解が示された。

かかる見解によれば、用法・用量の追加承認に基づく延長登録が認められ、そして延長された特許権の効力もその用法・用量に限定して認められると解釈される可能性も出てきた。さらに「その均等物や実質的に同一と評価される物」

についても、具体的にどういう物が該当するのかはっきりしないまま効力範囲に含まれる可能性がでてきた。

そうなると、これまで剤形追加や用法・用量の追加承認に基づく延長登録を歓迎していた先発メーカー側も、権利の効力が狭められて困ると、先発メーカーの業界団体である日本製薬工業協会が、年明けから二度にわたって意見書<sup>15</sup>を出している。一方の後発メーカー側は、これまで一の特許につき一回の特許延長を、という主張を行ってきたが、2015年5月29日に日本ジェネリック製薬協会が、「薬事承認によって禁止が解除された特許発明の範囲と、延長された特許権の効力範囲とを明確に一致させること」が最も適切との意見書<sup>16</sup>を公表した。

## 8 特許庁への判定請求

昨年来、延長された特許権の効力に関して特許庁に判定（特許法第71条1項）を求めるケースが見受けられる。判定は、その判断がなんら法律的な拘束力を有するものでないが、延長された特許権の効力に関する判定請求が数件あったことは、延長された特許権の効力の解釈に疑問があること、及び業界がかかる効力を明確にして欲しいと熱望していることの表れであるといえる。

なお、現在まで筆者が把握しているところでは、「単剤の承認に基づいて延長された特許権の効力が配合剤（イ号）に及ぶか」という趣旨で3件<sup>17</sup>、「新規有効成分（錠剤）の承認に基づく延長特許の効力は口腔内崩壊錠（OD錠、イ号）に及ぶか」という趣旨で1件<sup>18</sup>の判定が出されている。いずれも、イ号は、特許発明の技術範囲に含まれるとしながら、「特許法第68条の2の規定による特許権の効力が及ぶ範囲について、特許庁に判定を求めることができる旨の規定は特許法に存在しないから、特許法第68条の2の規定による本件特許権の効力が及ぶ範囲について、請求人は、特許庁に対して判定を求めるることはできない。」として、特許庁は、延長された特許権の効力については判断していない。

### III 米国

#### 1 医薬品の価格競争及び特許期間の回復に関する1984年法（通称：ハッチ・ワックスマン法）<sup>19</sup>

米国においては、1984年に制定された、「医薬品の価格競争及び特許期間の回復に関する1984年法」（以下「ハッチ・ワックスマン法」という）により特許存続期間の延長制度が規定されている<sup>20</sup>。同法の立法趣旨は、先発メーカーと後発メーカーのバランスを取ることにより、全体として米国の医薬品産業の発展を促進しようとするものである<sup>21</sup>。ハッチ・ワックスマン法では、特許期間の延長だけでなく、後発品の申請制度（ANDA制度）についても規定されている。

#### 2 延長期間

治験届（IND）の日から、承認申請（NDA）までの半分と、承認申請日から承認日までの期間との合計で、最大5年である。ただし、承認日から期間満了日までは14年を超えない範囲である<sup>22</sup>。

#### 3 延長対象特許

製品に関する特許、製品の使用方法に関する特許、及び製品の製造方法に関する特許であり、一つの製品につき一件の特許のみ延長でき、同一特許権について一回のみの延長が可能である。

#### 4 延長された特許権の効力

元の特許権の範囲内で、承認された製品（active ingredient）に限られるが、用途は限定されない<sup>23</sup>。

### IV 欧州

#### 1 補足保護証明制度（Supplementary Protection Certificate : SPC）

欧洲においては、1987年から市場独占権であ

る新薬の試験データ保護制度が特許権存続期間延長制度の代替となっていた。その後、日米の特許権存続期間の延長制度に相当する補足保護証明制度がEEC規則1768/92<sup>24</sup>として交付され、翌年EU加盟国で施行された。

EEC規則1768/92の前文には、共同体及び欧洲において医薬製品の開発には長期の年月と高額な研究費を必要とするものであるから、その研究開発を奨励するためには十分な保護をしなければいけないこと、医薬分野に係る全ての利害関係を考慮し、5年を超える期間にわたる証明書は付与することができない旨等が述べられている<sup>25</sup>。

#### 2 延長期間

特許出願日から最初の医薬品販売許可承認発行日までの期間から5年を差し引いた期間である。ただし、延長期間は5年以下、かつ承認日から満了日までの期間は最大15年である。

#### 3 延長対象特許

SPCが付与される特許は、製品、製品の取得方法、製品の用途を保護する特許であって、証明書の付与を受ける手続き上、その所有者が指定したもの（「基本特許」という）である。また、SPCが付与されるのは、製品一つにつき一つである。すなわち、一つの承認に基づきSPCが付与されるのは基本特許1件のみである。

#### 4 延長された特許権の効力

延長された特許権の効力に相当する、SPCにより保護される範囲は、基本特許の保護範囲内における販売承認された製品の医薬としての使用（用途）である。保護される用途は、SPCの基礎となった最初の販売承認で言及されたものだけでなく、SPCの期間中に、SPCが付与された基本特許で保護され、承認を得たすべての用途が含まれる<sup>26</sup>。

またSPCの保護範囲は、主要薬効だけでなく、その塩、エステルを含むものにもおよび、

小児用医薬品を保護する SPC 対して期間延長が与えられた場合には、保護範囲は小児用途に制限されないと解釈されている。

また、SPC が単一の活性成分（A）について付与されている場合に、単一の活性成分（A）についてのベースとなる特許が活性成分（A+B）の組合せにおける活性成分Aの使用に対して保護を及ぼすのと同様に、活性成分（A）を包含する活性成分（A+B）の組合せに対しても SPC が保護を及ぼすと判示されたケースがある<sup>27)</sup>。

SPC により保護される製品（Product）は、厳密な意味で一つの活性成分（active ingredient）であると解釈されている。

## V 日米欧の比較と日本の課題

以上述べた日米欧の特許期間延長制度の趣旨及び制度について比べると、大きく異なるのは、日本においては、一の承認について複数の特許権を延長可能であり、一の特許権について複数回の延長が可能であるという点である。このような運用が、パシーフカプセル事件、審査基準の改訂、ならびにアバスチン事件の引き金となり、その結果として存続期間が延長された特許権の効力の解釈に疑問が生じているものと考えられる。

また、先発メーカーは「一の承認に基づく複数の権利の延長、一の特許権について複数回の延長」登録を取得することに躍起となるあまり、自身の特許管理の負担を増大させるとともに、後発メーカーにとっても後発品参入の時期を見極めるための監視負担が過大となり、さらに双方にとって無用な係争を引き起こすという不健全な弊害が発生している。

尚、アバスチン事件に関して、先発・後発双方の業界団体がそれぞれ意見書を出すという事態が起きていること、及び延長された特許権の効力に関する複数の判定請求がされたことも、日本の抱える課題として強調したい。

## VI 存続期間が延長された特許権の効力について

欧米の制度との比較から、そして日本の課題を解消するため、存続期間が延長された特許権の効力は、特許法第68条の2を従前通り解釈して、物（有効成分）と用途の組合せと解釈するのが明確であり、新薬及び新規用途開発のインセンティブになると考える。ただし、その前提として現在の特許期間延長制度は変更される必要がある。

現在、一の承認に基づき複数の特許を延長でき、そして一の特許を何度も延長できるが、上記の効力範囲の解釈に加えてこの制度では、後発品の参入障壁が高い。よって、この運用を改め、例えば、一の承認に基づき一件の特許を延長できる、あるいは最初の承認、及び効能追加に関する承認に基づき、物質、その物質の製法、用途及び製剤特許を延長できる等の制度を導入すべきである。いずれの場合も、その後の裁判例や判決により否定されることのないよう、法改正を行って特許法の条文として明確にされるべきである。

このような効力範囲の解釈と特許期間延長制度により、先発・後発間のバランス、すなわち、先発メーカーにおいて、新薬開発及び新規用途開発のインセンティブを確保しつつ特許管理の負担を減らし、後発メーカーにおいて、先発特許の監視負担を軽減し安価で質の良い後発医薬品を安定供給すること、を担保できるのではないかと考える。もっとも、先発・後発間のバランスは、特許権の効力範囲の解釈や特許延長制度の改正のみで達成できるものではない。

ただし上記の制度では、先行処分と異なる剤形に関する新たな処分（剤形追加承認）に基づいて期間延長できず、パシーフカプセル事件の判旨を反映できない事態が生じうる。その結果、DDS技術のインセンティブが十分に働かない可能性があるのではないかという点が課題として残る。

しかしながら、DDS技術に関する特許発明

が常にインセンティブを与えるにふさわしい技術とも限らないし、かといってどの発明にインセンティブを与えるべきか線引きをするのは現実的でない。とすると、このような課題は残しながらも、延長された特許権の効力の明確性を図る体制を選ばざるを得ないように思われる。

## VII おわりに

医薬品産業は、一つの製品に対する特許1件の重みが他の産業に比べて極めて大きく、薬事行政の下で産業が成り立つという非常に特殊な性質を持つ。特許行政は経済産業省の外局である特許庁が、薬事行政は厚生労働省がそれぞれ担っているため、特許期間延長制度と薬事制度の調和を取ることは難しい。

また近年は、高齢化とそれに伴う保険制度への影響から、価格を低く抑えられる後発品の利用促進が国の政策として行われ、いまだかつてないほど後発品が台頭している。パテントクリフに直面する先発メーカーにとって、国を挙げての後発品の利用促進は痛手であり、後発品の参入を遅らせるためには、少しでも特許期間を延ばす、訴訟を起こすという戦略を取らざるを得ない。その結果として、現在のような延長された特許権の効力の解釈に疑問を生ずる状況が作りだされたともいえる。このような状況が、わが国の医薬品産業にとって決して好ましくないことは、先発・後発の双方にとって明らかであろう。

医薬品産業は、わが国の重要な国家産業の一つである。先発・後発各々の目先の利権争いや異なる省庁間の壁にとらわれず、業界全体と政府が一丸となって種々のハードルを乗り越え、医薬品産業のさらなる発展を目指したわが国独自の制度を構築するべきではないだろうか。

### [注]

- 1 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であって当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受け

ることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、5年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

- 2 特許権の存続期間が延長された場合（第67条の2第5項の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。）の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となった第67条第2項の政令で定める処分の対象となった物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあっては、当該用途に使用されるその物）についての当該特許発明の実施以外の行為には及ばない。
- 3 最一判平成21年(行ヒ)第324~326号（裁判所HP）。
- 4 知財高判平成25年(行ケ)第10195~10198号（裁判所HP）。
- 5 前掲注（1）。
- 6 特許庁「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕」(2013) (<https://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/cikujyoukaisetu.htm>) (as of July 8, 2015)。
- 7 最二判平成11年10月22日(平成10(行ヒ)43, 44)（裁判所HP）
- 8 前掲注（6）特許法第68条の2、特許法233~234頁 ([https://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/cikujyoukaisetu19/tokkyo\\_all.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/cikujyoukaisetu19/tokkyo_all.pdf)) (as of July 8, 2015)。
- 9 本事件に関する医薬品製造販売承認よりも前の医薬品製造販売承認。有効成分は塩酸モルヒネ、効能効果は中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛、剤形は内服液。
- 10 本事件に関する医薬品製造販売承認。有効成分は塩酸モルヒネ、効能効果は中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛、剤形はカプセル。
- 11 特許法第67条の3：審査官は、特許権の存続期間の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶すべき旨の査定をしなければならない。一その特許発明の実施に第67条第2項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。（ポイントは、「その特許発明の実施」）
- 12 特許庁「特許・実用新案審査基準 第VI部 特許権の存続期間の延長」(2011) ([https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun\\_2/pdf/tjkijun\\_vi.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun_2/pdf/tjkijun_vi.pdf)) (as of July 8, 2015)。
- 13 清水尚人「存続期間が延長された場合の特許権の効力について」知財管理 Vol.64 No.1 (2014) 47~48頁。
- 14 基本的に、特許権の効力を判断するのは裁判所であるので、特許庁の審査基準において効力の範囲が示唆されていると考えるのは不合理か。

- 15 日本製薬工業協会 知的財産委員会「特許権存続期間延長に関する知財高裁大合議判決について」(2015) (<http://www.jpma.or.jp/information/intellectual/institution/pdf/150105.pdf>) (as of July 8, 2015)。
- 日本製薬工業協会 知的財産委員会「特許権存続期間延長に関する知財高裁大合議判決に対する意見（その2）」(2015) (<http://www.jpma.or.jp/information/intellectual/institution/pdf/150414.pdf>) (as of July 8, 2015)。
- 16 日本ジェネリック製薬協会 知的財産研究委員会「特許権存続期間延長に関する知財高裁大合議判決について」(2015) (<http://www.jga.gr.jp/wp-content/uploads/2015/05/efe7b8ac2daledf77e9ca08f23f2a6d3.pdf>) (as of July 8, 2015)。
- 17 判定2014-600018, 2014-600019, 及び2014-600020（特許審決データベース）(<http://tokkyo.shinketsu.jp/decision-word/pt/71%8F%F01%8D%80+%8E%B5%88%EA%8F%F0%88%EA%8D%80/page0.html>) (as of July 8, 2015)。
- 18 判定2014-600029（特許審決データベース）(<http://tokkyo.shinketsu.jp/originaltext/pt/1297181.html>) (as of July 8, 2015)。
- 19 21 U.S.C. § 505(j), Drug Price Competition and Patent Term Restoration Act.
- 20 米国特許法第155条及び同156条(35 U.S.C. § 155, 156), 米国特許規則, 及びMPEP(審査基準)。
- 21 H.R. Rep. No.98-957, Pt. 1, at 14 (June 21, 1984).
- 22 米国特許法第156条 (35 U.S.C. § 156)。
- 23 米国特許法第156条(b), 同法156条(f)(2) (35 U.S.C. § 156(b), (f)(2))。
- 24 Council Regulation (EEC) No. 1768/92 of 18 June 1992 concerning the creation of a supplementary protection certificate for medicinal products.
- 25 EEC規則1768/92は, その後改正され, 2009年

7月6日にEEC規則469/2009 (Regulation (EC) No 469/2009 of the European Parliament and of the Council of 6 May 2009 concerning the supplementary protection certificate for medicinal products (codified version) (Text with EEA relevance))に置き換えられた。

26 EU規則469/2009第4条, 同5条

27 Order of the Court (Eighth Chamber) of 9 February 2012 - Novartis v Actavis Deutschland and Actavis. (Case C-574/11).

#### ＜その他の参考文献＞

1. 浅野敏彦「米国の医薬・バイオ関連分野におけるプロパテント政策の動向——ハッチ・ワックスマン法を中心に——」知財研紀要 (2006) 120~125頁。
2. Ralf Perry, Konstanze Lenhard「欧洲において医薬品に与えられる保護の特異性」AIPPI Vol.54 No.8 (2009)。
3. JETROデュッセルドルフ事務所「欧洲連合司法裁判所, 期間延長された医薬品特許の権利範囲(に)について判示」(2012年5月1日付記事) (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120501.pdf>) (as of July 8, 2015)。
4. 石塁正穂「医薬品特許の存続期間延長における課題——平成21年(行ヒ)第324~326号最高裁判決を受けて——」パテント Vol.64 No.12 (2011) 59~71頁 ([https://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201109/jpaapatent201109\\_059-071.pdf](https://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201109/jpaapatent201109_059-071.pdf)) (as of July 8, 2015)。
5. 一般社団法人 知的財産研究所「平成26年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書：医薬品等の特許権の存続期間の延長登録制度及びその運用の在り方に関する調査研究報告書」(2015) ([https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2014\\_09.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2014_09.pdf)) (as of July 8, 2015)。

IBL

## 国際税務の必須知識 国際取引に伴う税務基本講座 ▶タックス・プランニング税務トラブル予防・解決の実務対策

### 開催要領

- 日 時 平成27年9月28日(月)  
午前10時~午後5時
- 会 場 東京証券会館9階会議室  
東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
- 受 講 料 会員32,400円(非会員37,800円)

### 主要講義項目

- I 国際取引とタックス・プランニングのたて方

税理士・元東京国税局国際税務専門官  
牧野好孝氏

II 国際取引に伴う税務のチェック・ポイント  
公認会計士・税理士  
鈴木康二氏

### 〈お問合せ先〉

一般社団法人 国際商事法研究所 事務局  
☎03(3553)6838 FAX 03(3555)1545  
E-mail: [ibl@ibltokyo.jp](mailto:ibl@ibltokyo.jp)